

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月15日（平成28年（行情）諮問第584号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行情）答申第631号）

事件名：特定時点における特定の労災医員（地方）の名簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる3文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成28年6月14日付け千労発基0614第9号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

私が再三の申し入れをしているにも関わらず、「処分」という日本語を行政用語として未だ使用され、その後、口先での謝罪だけで何一つ改善の兆しが見られないことに憤慨しています。私は業務を起因とする労災の個人申請の審査請求を千葉労働局に行っている現状で、行政用語とは謂え1円も金銭を受け取っていないのに、勝手に私だけが処分される謂われはありません、先日も担当者様には別件で審査請求しましたが、仕事を建て前にした嫌がらせで私は疾病しました。今後も別件で担当者様に審査請求させていただきますが、全ては業務を起因とした疾病に関係することと、千葉労働局及び特定労働基準監督署自ら労災に目を伏せる「厚労省管轄機関に拠る労災隠し」の審査請求ですのでご了承ください。

今回は厚労省が定める労災認定の際のガイドラインに特定労基署が規約通りに手順を踏んでいない裏付けを請求する次第です。

本来であれば労災申請者の私と労災医員の間で面談が義務付けられてい

るにも関わらず、私は労災医員とは一度も面談する機会すらありませんでした。

また、私が通院する主治医が行った心理テストの「バウムテスト」以外の医学的見解は、労災不支給決定「処分」の理由として一つもありませんでした。

主治医自ら「木を描くだけで労災不支給の理由とは全く理由にならない」と嘲笑していました。血税を使用しての憤飯物の冗談は御勘弁願いたいです。

当然ながら、精神部会が実際に開催されたのかという私の疑問に対し「議事録はない」という千葉労働局の回答は、公務員の仕事とは思えない著しく常識を逸脱した言動です。

精神部会の名簿のみ出された所で、実際に当日開催されたかどうか疑わしいです。

何れにしても、特定労基署の労災不支給「処分」の根底となる意見書、乃至（ないし）調査復命書の内容は捏造だらけで、私の労災申請を却下し、労災案件に見て見ぬ振りをする顕れです。元請責任者にも使用者責任にも一切触れず、私が全て悪いように書かれた事実は紛れもない隠蔽工作です。

担当者様に於かれましては、一罰百戒を信条に然るべき情報の開示をされることで、疲弊した労働者の背中を蹴飛ばすような言動を平然と言いつつ厚労省管轄機関の実態調査の究明に尽力頂きたく、御協力を願いたい次第です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年5月16日付け（同日受付）で、処分庁に対して法3条の規定に基づき、特定時点における特定労基署の労災不支給決定時の労災医員（地方）の名簿、精神部会医員名簿（本件対象文書1）、特定日開催の精神部会医員の議事録（本件対象文書2）及び私（申請者）に担当した医員の方の明記したもの（本件対象文書3）に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年6月15日付け（同月17日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書2については、原処分における法の適用条項を法9条2項に改めた上で、それぞれ以下のとおりと考える。

(1) 本件対象文書1については、原処分において法5条1号に基づき不開示とした部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2については、これを作成していないとして全部不開示

を決定した原処分は妥当である。

- (3) 本件対象文書3について、処分庁においては、本件開示請求に対し、特定した対象行政文書の存在を明らかにした上で、法5条1号の不開示情報に該当する個人情報情報を不開示として部分開示したものであるが、諮問庁としては、本件対象文書3は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったと判断する。

しかしながら、本件の場合、原処分において、本件対象文書3の存在を明らかにすることで、既に個人識別情報を開示してしまっているものであり、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 労災医員について

労災医員は、法律にその設置の根拠を置くものではなく、労災医員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第36号）により、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に係る診断、治療等に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働省労働基準局に置かれる中央労災医員にあっては厚生労働大臣が、都道府県労働局に置かれる地方労災医員にあっては都道府県労働局長が、それぞれ委嘱した非常勤の国家公務員である。

労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）では、各種保険給付の申請の際、申請者は担当医師の診断書等を提出することとしているが、労働基準監督署長等の行政庁は、必要があると認めるときその指定する医師の診断を受けさせることができる。また、労働基準監督署長が行った保険給付に関する決定について不服がある場合には、労災法38条1項の規定に基づき、労働保険審査官に対して審査請求を行い、また、労働保険審査官の決定について不服がある場合には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。さらに、再審査請求における決定に不服がある場合等には、取消訴訟を提起することができる。

労災医員は、労災法の規定による保険給付に係る事務のうち、医学に関する専門的知識を要するものについて、労働基準監督署長等の求めに応じて文章又は口頭で意見を述べるものである。

なお、労災法の規定による保険給付に係る事務のうち、高度の医学的判断を要するもの等については、労働基準監督署長等は、労災医員協議会又は精神障害等専門部会（以下「精神部会」という。）等の専門部会における複数の地方労災医員の協議による意見を、当該協議会の座長又は専門部会の部会長に求めることとされている。

(2) 本件対象文書の特定について

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1については、「特定時点における労災医員（地方）の名簿、精神部会医員名簿」であり、処分庁においては、「千葉地方労災医員名簿（特定日現在）」を、本件対象行政文書として特定した。なお、精神部会医員は、労災医員のうち精神科専門医により構成されており、「特定地方労災医員名簿」において精神部会医員名簿を兼ねるものである。

イ 本件対象文書2について

本件対象文書2については、原処分において作成していないとして不開示決定をしたものである。

上記(1)のとおり、精神部会は、高度の医学的判断を要するものについて、地方労災医員が医学意見書の作成を目的として合議を行うものであり、参加した地方労災医員が部会において示した見解等は意見書として取りまとめられるため、特段、発言記録の作成は必要としていないものである。諮問にあたり、処分庁に確認したところ、処分庁においても同様に判断し、議事録は作成していないとのことであった。

そのため、当該文書を作成していないため不開示とした原処分は妥当である。

ウ 本件対象文書3について

本件は、本来本件対象文書3の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものではあるが、原処分で既に本件対象文書3の存在を明らかにしているので、諮問においても、本件に限り、本件対象文書3の存在を明らかにするものである。

本件対象文書3は、特定日に開催した精神部会において、特定個人の労災請求事案の協議を担当した地方労災医員が分かる書類である。

処分庁において、本件対象文書3を探索したところ、特定日付け千葉労働局地方労災医員協議会座長名文書「協議実施報告書」において、当該特定個人名及び当該特定個人の労災請求事案の協議を担当した地方労災医員の氏名が認められたことから、これを特定した。

(3) 不開示情報該当性について

本件対象文書1については、特定個人である地方労災医員の氏名、住所等の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。

地方労災医員については、非常勤の国家公務員としての身分を有するものであり、原処分において、その氏名について法5条1号ただし書八に該当すると判断し、開示している。

一方、地方労災医員の所属先住所等については、その職務と直接関係

するものではなく、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する情報とは言えないため、不開示とすることが適当である。

また、本件対象文書3の不開示部分については、労災請求をした特定個人の氏名が記載されており、当該情報は、法5条1号の個人情報に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものであるため、不開示とすることが適当である。

以上のとおり、地方労災医員の所属先住所等及び労災請求をした特定個人の氏名については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「担当者様に於かれましては、一罰百戒を信条に然るべき情報の開示をされることで、疲弊した労働者の背中を蹴飛ばすような言動を平然と言い放つ厚労省管轄機関の実態調査の究明に尽力頂きたく、御協力を願いたい次第です。」、「精神部会が実際に開催されたのかという私の疑問に対し「議事録はない」という千葉労働局の回答は、公務員の仕事とは思えない著しく常識を逸脱した言動です。」等と主張しているが、本件対象文書1及び本件対象文書3の不開示情報該当性並びに本件対象文書2を作成・保有していないことについては、上記3で述べたとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、結論において原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成28年9月15日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③同月29日 | 審議 |
| ④同年12月7日 | 審議 |
| ⑤同月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、別紙に掲げる本件対象文書1及び本件対象文書3を特定し、その一部について不開示とするとともに、本件対象文書2については、保有していないとして不開示とする処分（原処分）を行ったが、審査請求人は、本件対象文書2の開示を求めるとしており、これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としている。

審査請求人は、本件対象文書1及び本件対象文書3の不開示情報該当

性については審査請求の対象とはしていないと解されることから、当審査会はこれらについての判断は行わず、以下、本件対象文書2の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書2の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、本件対象文書2の不存在という原処分に対して、特定日に精神部会が開催されたのか疑わしいとしている。
- (2) 諮問庁は、本件対象文書2の保有の有無について、上記第3の3(2)イのとおり説明する。
- (3) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記第3の3(2)イの医学意見書及び議事録の作成について更なる説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

千葉労働局地方労災医員協議会（精神障害等専門部会）運営要綱において、精神部会における協議の結果は、医学意見書として提出することとされている。医学意見書は、保険給付（業務上外）請求についての医学的判断が書かれているもので、参加した地方労災医員が部会において示した見解等が取りまとめられるため、特段、発言記録の作成は必要としていない。また、協議を行った場合は、その都度、日時、場所及び協議に出席した地方労災医員の氏名を記載した協議実施報告書を局長に提出することとされている。

- (4) 当審査会事務局職員をして、審査請求人に係る医学意見書並びに特定日開催の協議実施報告の有無及びその内容について確認させたところ、いずれの文書も、その存在が確認でき、その内容は、いずれも上記(3)のとおりであった。
- (5) 以上を踏まえると、精神部会については、日時、場所及び出席医員は協議実施報告書に、医員が部会において示した見解等は医学意見書にそれぞれ取りまとめられるため、議事録（本件対象文書2）を作成する必要はなく、処分庁において作成していないとの諮問庁の説明は是認できる。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、本件対象文書1及び本件対象文書3の一部を不開示とし、本件対象文書2を保有していないとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする本件対象文書2については、千葉労働局において保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

本件対象文書 1

特定時点における特定労基署の労災不支給決定時の労災医員（地方）の名簿精神部会医員名簿

本件対象文書 2

特定日開催の精神部会医員の議事録

本件対象文書 3

私（申請者）に担当した医員の方の明記したもの